

大和川流域盛土残土処分等抑制対策指針(案)

昭和62年9月

大和川流域総合治水対策協議会

目 次

第 1 章 総 則	1
1 - 1 目 的	1
1 - 2 適 用 範 囲	3
第 2 章 残土搬入抑制	3
2 - 1 公共残土処分の基本原則	3
2 - 2 民間残土処分の基本原則	4
2 - 3 残土発生工事請負業者及び 残土運搬業者への協力要請	4
第 3 章 盛土抑制	5
3 - 1 基 本 原 則	5
3 - 2 残土受入れ側での法規制の適正化	6

第 1 章 総 則

1-1 目 的

総合的な治水対策の一手法として、盛土・残土処分等により浸水被害の拡大が予想される地域において、盛土・残土処分等の抑制についての一般原則を示すものである。

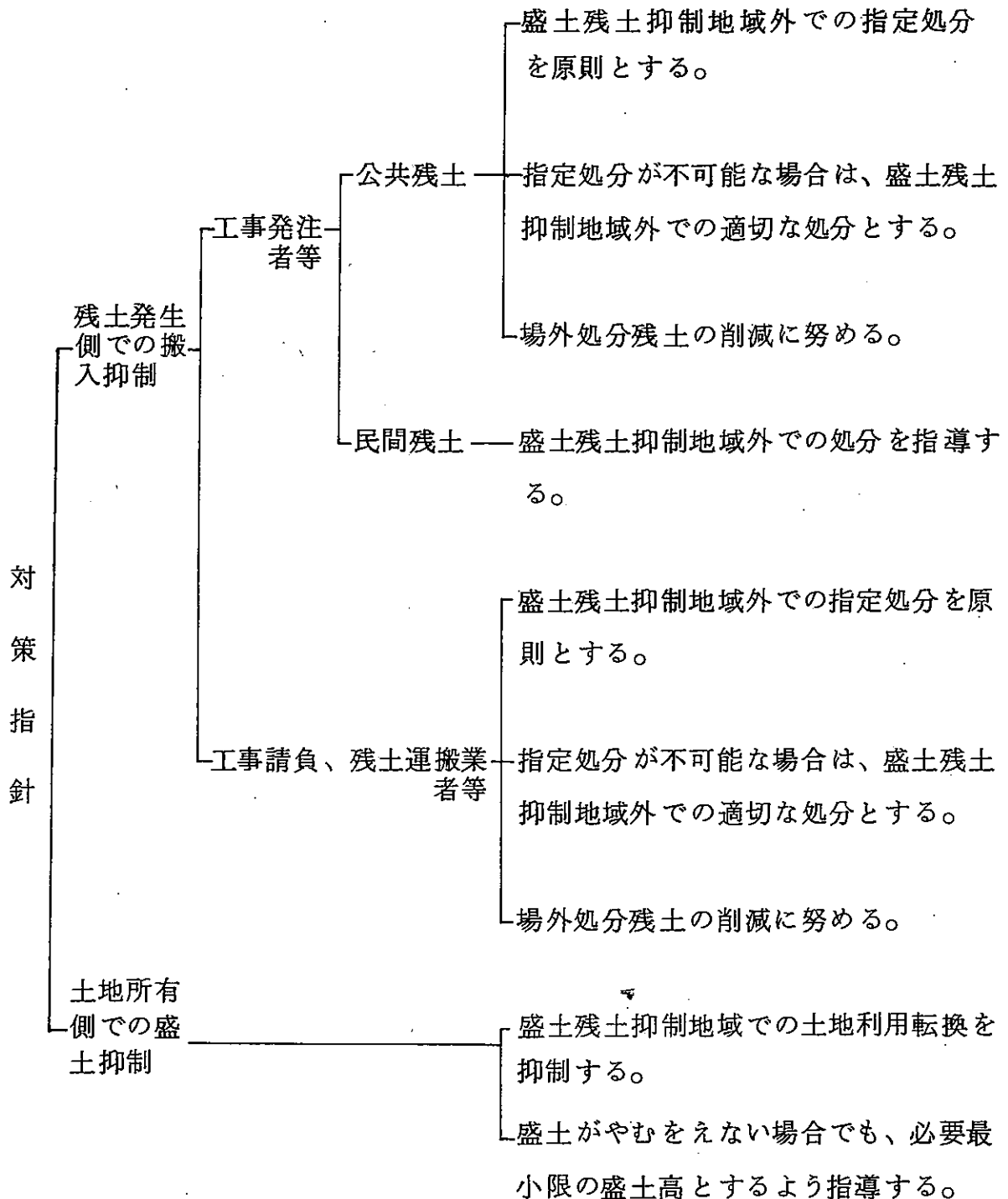
解 説

- (1) 大和川流域では、昭和58年2月に流域内の25市町村を中心とする大和川流域総合治水対策協議会を発足し、同協議会は昭和60年7月に総合治水対策の基本方針を定めた「大和川流域整備計画」を策定した。

この流域整備計画は、治水施設の整備をより重点的に実施する治水対策と、流域がもつべき保水機能を確保し適正な土地利用の誘導を図る流域対策を2本柱としている。

- (2) 指針は、大和川流域の総合治水対策の一環として、盛土・残土処分等により浸水被害の拡大が予想される地域において、盛土・残土処分等を抑制し、土地の保全を図るものであり、その抑制対策についての一般的原則を示すものである。

(3) 指針の構成



1-2 適用範囲

本指針は、大和川流域における盛土・残土処分行為に対して適用する。

解説

- (1) 本指針は、盛土、残土処分等によって、浸水の拡大などの影響を与えると予想される地域（以下「盛土残土抑制地域」という）における残土搬入抑制及び盛土抑制を目的とするものであり、当該地域への公共残土並びに民間残土処分及び土地利用の転換に伴う盛土等に適用する。

第2章 残土搬入抑制

2-1 公共残土処分の基本原則

1. 公共残土は、盛土残土抑制地域外での指定処分を原則とする。
2. 公共残土の指定処分が不可能な場合は盛土残土抑制地域外での適切な処分とする。
3. 残土の流用、埋戻し等の促進を図り、場外処分残土を可能な限り削減する。

解説

- (1) 公共残土は、指定処分を原則としているが、指定処分の受入容量を越える場合や、指定処分地への距離が遠い場合は自由処分される場合もあるので、盛土残土抑制地域外での処分とするよう指導する。
- (2) 公共残土発注者への指導要請は、基本原則に沿って実施する。
 - (a) 流域周辺で実施される工事も含め、国・県・市区町村等、関係諸部局の協力のもとに基本原則の徹底を図る。

- (b) 電力、電々、ガス等の国、県、市区町村以外(公益法人)が実施する工事についてもできる限り上記に準ずるものとして、関係者の協力を得るものとする。
- (c) 再開発事業、区画整理事業についても公共工事に準ずるものとして残土処分の基本原則による指導を行う。
- (d) 工事発注者は、盛土残土抑制地域外で残土処分がなされるよう工事請負業者らに指導要請を徹底する。

2-2 民間残土処分の基本原則

民間残土は、盛土残土抑制地域外で処分する。

解 設

- (1) 民間が発注する工事より発生する残土については、基本原則に沿って次の協力要請を実施する。
 - (a) 流域周辺で実施される工事も含め、許認可権者の協力のもとに民間残土処分の基本原則の徹底を図る。
 - (b) 許認可権者は、申請者に対して盛土残土抑制地域外で残土処分するよう要請する。

2-3 残土発生工事請負業者及び残土運搬業者への協力要請

残土発生工事の発注者側への指導のみでは、基本原則の徹底を図ることが難しい面があり、残土発生を伴う工事を受注する業者等の団体を通じて基本原則を徹底する。

解 設

- (1) 基本原則を徹底させ、なおかつ、その効果を把握するために指導体系の確

立に努める。尚、指導体系の中では、次の点に留意する。

(a) 残土処分実態を把握する総括部局の明確化

残土関係の指導主体については、可能な限り総括部局（担当窓口）を確立し指導を行う。

(b) 指導体系の明確化

実施主体としては、工事元請負業者～残土処分業者までの間、多くの業者が介在しており、末端まで徹底する必要がある。そこで、公共工事発注者については、可能な限り処分先等を把握する体系を確立する。

また、民間残土については、残土発生があるものと考えられるものについて、許可主体への協力要請の徹底及び許認可申請者らの末端まで徹底できる体系を確立する。

(c) 協議会等への報告

指導体系の明確化により、搬入抑制の指導、協力要請の状況について協議会等に報告する。尚、報告の内容については、今後調整の上決定する。

第 3 章 盛 土 抑 制

3-1 基 本 原 則

盛土残土抑制地域での土地利用の転換を極力抑制する。

解 説

- (1) 盛土残土抑制地域での土地利用の転換について、将来的に宅地化を意図していると思われる盛土行為は極力抑制する。
- (2) 盛土残土抑制地域の土地利用を保全するためには、盛土を避けることが基本であるが、その方法としては、盛土をしないで耕作を続けられる農地を維持すること及び盛土が必要な農地については、盛土高を必要最小限に抑える

よう関係農業者を指導する必要がある。

3-2 残土受入れ側での法規制の適正化

盛土残土抑制地域での盛土行為に対しては、農地転用許可（一時転用を含む）、農地造成指導あるいは、これらに基づかないで実施されるものについては、適正な指導を行うよう要請する。

解 設

- (1) 盛土残土抑制地域での土地改良に基づく圃場整備事業については、可能な限り外部からの土砂搬入を避ける。
- (2) 盛土残土抑制地域での営農意欲の増進をはかるために、農業専用地区の拡大、農業の近代化事業、農用地利用増進事業の推進、農業後継者の育成・援助、農業災害補償法に基づく共済制度の拡大等を推進する。